

公益社団法人日本滑空協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本滑空協会と称する。英文では、Japan Soaring Association と表示し、略称を JSA とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、わが国における滑空スポーツを統括し、代表する団体として、滑空スポーツの普及、振興ならびに安全を図る事業を行い、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 滑空スポーツ統括団体としての事業
 - (2) 滑空スポーツ普及に関する事業
 - (3) 滑空スポーツ愛好者育成に関する事業
 - (4) 滑空スポーツ競技会に関する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して次条第1項の規定により入会した個人又は団体
 - (2) ジュニア正会員 前号に定める個人のうち25歳以下の者
 - (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者で、次条第2項の規定により認められた者
- 2 前項のうち、全ての正会員及びジュニア正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に定める社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員及びジュニア正会員として入会しようとする者は、総会において別に定める会員の入退会に関する規程による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員は理事会が推薦し、本人の了承及び総会の承認により入会するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、全ての正会員及びジュニア正会員は、入会した時及び毎年、総会において別に定める所定の金額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は前項の義務を免除される。

3 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

4 この法人の入会金及び会費の額ならびにそれらの納入方法等は、総会において別に定める会費規程によるものとする。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項及び第10条の退会をもって、一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員及び総ジュニア正会員の半数以上であって、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会開催の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、退会したものとみなす。

(1) 第7条の支払義務を怠り、又は理事会の督促にもかかわらず支払いの履行を1年以上行わなかったとき

(2) 総正会員及び総ジュニア正会員の同意があるとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散したとき

2 前項の規定により、会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

3 既に納めた経費は、会員がその資格を喪失した場合でもこれを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は全ての正会員及びジュニア正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会議の目的である事項及び招集の理由を書面にて示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 会長は、総会の開催1週間前までに正会員及びジュニア正会員に対し通知をしなければならない。ただし、理事会において書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨を定めた場合には、総会の開催2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において議決権を有する出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及びジュニア正会員1名につき1個とする。

(定足数ならびに決議)

第18条 総会の決議は、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の過半数を有する正会員及びジュニア正会員が出席し、出席した当該正会員及びジュニア正会員の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員及び総ジュニア正会員の半数以上であって、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員及びジュニア正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員及びジュニア正会員を代理人として議決権を行使し、又は理事会が定めた場合には、書面あるいは電磁的方法によって議決権を行使することができる。

2 他の正会員及びジュニア正会員を代理人として議決権を行使する場合は、当該代理人に代理権を授与することを証明する書面を提出しなければならない。ただし、書面の提出に代えて法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、電磁的方法により記載すべき必要事項を提供した場合は、当該書

面を提出したものとみなす。

- 3 書面により議決権を行使する場合は、正会員及びジュニア正会員は総会日時の直前の業務時間終了時まで必要事項を記載した議決権行使書面を提出しなければならない。
- 4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、正会員及びジュニア正会員は法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会日時の直前の業務時間終了時まで議決権行使書面に記載すべき必要事項を電磁的方法により提供しなければならない。
- 5 前3項の規定により行使された議決権の数は、出席した正会員及びジュニア正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事、正会員又はジュニア正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員及びジュニア正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員及びジュニア正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告する必要がないことを正会員及びジュニア正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。
2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、5名以内を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、その他法令上認められた権限を行使することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項の議決に基づき行われなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事ならびに特別な職務を執行した役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事にはその職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程において、報酬等の総額及び支給の基準ならびに金額の算定方法等を定め、これを公表する。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第31条 理事又は監事は、一般社団・財団法人法第111条の定めによるところの任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、全ての正会員及びジュニア正会員

の同意がなければその責任を免除されない。

第6章 顧問

第32条 この法人に任意の機関として、3名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において任期を定めたいうでこれを決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程に準じて行うことができるものとする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第35条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の開催の日とする旨の招集通知が会長から発せられない場合に、その請求をした理事が直接招集したとき
 - (4) 監事による招集の請求が会長にあったとき又は監事が直接招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が直接招集する場合及び同条同項第4号により監事が直接招集する場合はこの限りでない。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所ならびに目的事項を記載した書面若しくは電磁的方法

をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき、あるいは、会長が当該理事会において決議すべき事項について特別の利害関係があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選定する。

(定足数ならびに決議)

第38条 理事会の決議は、この定款で別に定めがある場合を除き、議事について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の同意をもって行う。

(決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、法令で定めるところにより理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第43条 事務局は法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支計算書

- (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧について、法令の定めるところによるほか、理事会において別に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 基金

(基金の抛出)

第44条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の抛出を求めることができる。

(基金の取扱い及び返還手続)

- 第45条 基金の募集、割り当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別に定める基金取扱規程による。
- 2 基金の返還手続については、返還する基金の総額について定時総会の議決を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法、その他必要事項については、前項の規定による基金取扱規程において別に定めるものとする。

(基金の抛出者の権利)

- 第46条 この法人は、基金の抛出者が合意した期日まで基金をその抛出者に返還しない。
- 2 この法人に対する基金の抛出者の権利については、他人に譲渡ならびに質入及び信託することはできない。

第10章 資産及び会計

(基本財産)

- 第47条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものを基本財産とすることができる。
- 2 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 基本財産の一部を処分する場合には、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

- 第49条 この法人の資産の管理、運用は会長が行うものとして、その方法は理事会において別に定める資金運用規程によるものとする。
- 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会において第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項各号の書類について、毎事業年度終了後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間それぞれ備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 この法人は、第1項の総会の承認後、遅滞なく同項第3号に定める貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員及び総ジュニア正会員の半数以上であって、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第54条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第55条 この定款は、総会において総正会員及び総ジュニア正会員の半数以上であって、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決により変更することができる。
- 2 本条に定める定款の変更において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公

益法人認定法」という。)第11条第1項各号に規定する定款の変更(法令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、変更の認定を行政庁から事前に受けなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、公益法人認定法第13条第1項にかかる定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、総会において総正会員及び総ジュニア正会員の半数以上であつて、総正会員及び総ジュニア正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決により、一般社団・財団法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(剰余金の処分制限)

第57条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(解散)

第58条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が、公益認定取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の議決を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容ならびに財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は官報に掲載する方法による。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第128条第3項の規定に基づき行う。

第14章 補 則

(細 則)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 甲賀大樹 坂井正一郎 佐藤淳造 鈴木康一 土屋宣幸 堀 宏明 三輪徳泰

吉田 茂 吉田正克

監事 谷口良知 山本隆章

3 この法人の最初の会長は佐藤淳造とする。

4 この法人の最初の常務理事は次に掲げる者とする。

甲賀大樹 坂井正一郎 鈴木康一 三輪徳泰

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。